

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年3月24日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 路線名 普代小屋瀬線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢294番3地先から263番5地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢260番2地先から256番地先まで
 - (3) 下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢8番1地先から6番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで